

【会議録】

開催日時：令和3年（2021年）3月16日（火）17時15分 ※意見書提出期限

会議名	令和2年度越谷市労働報酬等審議会 第2回会議	実施場所	総務部契約課
会議形態	新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から書面による会議とした。		
件名／議題	議事 (1) 報告事項 ①令和元、2年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について ②アンケート結果について (2) 協議事項 ① 建設工事に係る労働報酬下限額について		
会議参加	意見書の回答があった委員 田中委員、渡邊委員、戸石委員、山下委員、村上委員		
会議資料	・会議次第 ・越谷市労働報酬等審議会 委員名簿 ・報告事項【資料1】 ・協議事項【資料2】		
表決結果等	別紙 会議録（表決結果及び意見）のとおり		

合意・決定事項等

- ・全委員の賛成により、工事の請負の契約に係る労働報酬下限額については、令和3年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準として答申することに決定した。
- ・全委員の賛成により、設計労務単価が設定されていない職種の屋根ふき工に係る労働報酬下限額については、最後に設定された正式な設計労務単価（平成22年度・埼玉県適用の値）に、平成23年度から現在までの設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた値を設計労務単価とみなし下限額を積算することに決定した。
- ・全委員の賛成により、設計労務単価が設定されていない職種（タイル工・建具工・建築ブロック工）に係る労働報酬下限額については、令和2年度の埼玉県による単価に、令和3年度の設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた額を設計労務単価と

みなし下限額を積算することに決定した。

- ・全委員の賛成により、見習い、手元等として従事する労働者等、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者等に係る労働報酬下限額については、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額にすることで答申することに決定した。

- ・以下の項目を答申に付帯する意見とすることで決定した。
 - (1) 業務の委託に関する契約及び指定管理協定にかかる労働報酬下限額の設定にあたっては、会計年度任用職員の賃金水準も考慮した取扱いとすることが望ましい。
 - (2) 業務の委託に関する契約の職種別下限額について、調査研究を行うこと。
 - (3) 業務の委託に関する契約にかかる労働報酬下限額が適用となる対象契約の範囲について、予定価格が1000万円以上の契約としている範囲の拡大について、調査研究を行うこと。
 - (4) 労働報酬下限額が適用となる案件の状況を把握することを目的として、適用案件の受注者や労働者に対してアンケート等を実施すること。

第2回会議 会議録（表決結果及び意見）

議事

（2）協議事項

① 建設工事に係る労働報酬下限額について

表決結果及び意見は以下のとおり

1 令和3年度建設工事に係る労働報酬下限額について

対応案：令和3年度公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とする。

賛成：5名

反対：0名

意見 なし

2 設計労務単価が設定されていない職種等の労働報酬下限額の取扱いについて

① 職種：屋根ふき工

対応案：令和2年度同様に「案1」の積算を採用する。

賛成：5名

反対：0名

意見 なし

② 職種：タイル工・建具工・建築ブロック工の取扱いについて

対応案：令和2年度同様に「案1」の積算を採用する。

賛成：5名

反対：0名

意見 なし

③ 見習い、手元等として従事する労働者等又は年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者等

対応案：令和2年度同様に「案1」の積算を採用する。

賛成：5名

反対：0名

意見

・建設工事に係る労働者不足が懸念されている為、まずは見習い・手元等としての従事者に限り報酬下限額を高めを設定する事を考慮してもらいたい。

・昨年度の第3回労働報酬等審議会では、委員から「年金受給できない」「基準額に満たない」労働者も多くいて、そもそも年金受給している労働者の労働報酬下限額を区分することが妥当なのか検討を要するとの趣旨の意見が出されていきました。同時に「見習い」労働者についても「育てる」という観点から「引き上げ」も検討した方がよいとの意見も出されています。私も同じ意見です。年金受給している労働者も通常の労働者と全く変わらない能力・働き方であることが多く、そこに区別をつけることに合理的理由はないのではと思います。また、「見習い労働者」についても建設業の新規入職者の確保が喫緊の課題であるところで、業界あるいは国も対策に乗り出していることから、引き上げを検討すべきと考えます。基準として軽作業員の設計労務単価を使用することが妥当なのか、80%が妥当なのかもう一度検討を要する課題だと思います。

上記のいただいた意見については、令和3年度にその基準等について審議をいただくものとして、例年の10月に開催する業務委託の会議後の11月ないしは12月に別途会議を開催し検討することとします。

3 付帯意見について

付帯意見案について修正や追記等がある場合

意見 なし

付帯意見案以外で追加事項等がある場合

意見 なし